介護予防・生活支援サービス事業所 管理者 様

介護予防・日常生活支援総合事業の算定における考え方について

大淀町介護保険課

平素は本町の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、表題のことにつきまして、令和6年4月からの報酬改定を受け、新たなサービスコード表をお示ししているところですが、算定の際の留意点について下記のとおり通知します。

記

①訪問型サービス (A2) の算定方法 (考え方)

サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位
訪問型独自サービス11	イ 1週当た りの標準的 な回数を定 める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,176	1月につき
訪問型独自サービス11日割		1,176単位 日割の場合		÷ 30.4日	39 単位	391日につき	
訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合				2,3491月につき	
訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77 単位	77	1日につき
訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき
訪問型独自サービス13日割		3,727単位	1日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287 単位	287	
訪問型独自サービス22	りの回数を 定める場合	・(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179) 1回につき 3
訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	合 220 単		220	
訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163	

- ・基本的に「ロ1月あたりの回数を定める場合」を活用してください。
- ・サービス内容が生活援助中心のみである場合
 - →サービス 22~23 のロ (2) を用いる (179 単位又は 220 単位)
- ・サービス内容が生活援助と身体介護を組み合わせた場合
 - →サービス 21 のロ (1) を用いる (287 単位)
- ・短時間(20分以内を想定)の身体介護が中心である場合
 - →短時間サービスのロ(3)を用いる(163単位)
- ・週に1回程度のサービス利用で、サービス21のロ(1)を5回以上算定する場合 →サービス11のイ(1)を用いる(1,176単位)(包括単位)
- ・ロ1月あたりの回数を定める場合の(1)~(3)のサービスについて、ひと月の中で組み合わせて提供することは可能です。

- ・要支援1及び要支援1相当の事業対象者の方の利用について
 - a.週1回程度の場合は、1,176単位が上限となります。
 - b.週2回程度の場合は、2,349単位が上限となります。
 - c.週3回程度の場合は、原則的に利用は認められません。
 - ただし、協議書の提出により町が必要性を認めた場合は、週3回程度の利用を認めます。その場合の上限は、3,727単位です。
- ・要支援2及び要支援2相当の事業対象者の方の利用について
 - a.週1回程度の場合は、1,176単位が上限となります。
 - b.週2回程度の場合は、2,349単位が上限となります。
 - c.週3回程度の場合は、3,727単位が上限となります。
- (例 1) 要支援 1 の方が週 1 回の生活援助が中心のサービスを月 5 回受ける場合 →220 単位×5=1,100 単位
- (例 2) 要支援 1 の方が週 1 回の生活援助(身体介護を含む)サービスを月 5 回受ける場合 →1,176 単位(包括単位)
- ※ (例 2) の場合で、月 31 日ある月中で資格喪失し、29 日となった場合 →39 単位×29 日=1,131 単位 (日割)

以上